



原子力関係組織図 (令和5年2月1日時点)

文書名	規程
	職制および職務権限規程
	Z-10 改33

(抜粋)

2016年 4月 1日 施行  
2022年 7月 1日 (改定33)

稼ぐ力創造ユニット 組織・労務人事室 (主管部)

経営企画ユニット グループ事業管理室 (主管部)

東京電力ホールディングス株式会社

職制および職務権限規程(改 33) Z-10



①-2  
②-2

②-1

①-1

職制および職務権限規程(改33) Z-10



①-3  
②-3

①-1

①-1

②-1

柏崎刈羽原子力発電所  
原子炉施設保安規定

(抜粋)

令和 4 年 9 月

東京電力ホールディングス株式会社

令和 4 年 5 月 16 日施行

(保安に関する職務)

第 5 条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。

- (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。
- (2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。
- (3) 柏崎刈羽原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。
- (4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。
- (5) 原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管理に関する業務を行う。
- (6) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び施設管理に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う（重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）。
- (7) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う（火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む。）。
- (8) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。
- (9) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。
- (10) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。
2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。
- (1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。
- (2) 所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。
- (3) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。
- (4) 資材グループは、調達に関する業務を行う。
- (5) 核セキュリティ運営管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理に関する業務を行う。
- (6) 核セキュリティ施設運用グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の設備の運用に関する業務を行う。
- (7) サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。
- (8) 安全総括グループは、事業者検査の総括に関する業務を行う。

①-2

②-2

②-1

①-1

令和 4 年 5 月 16 日施行

- (9) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。  
 (10) 改善推進グループは、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用に関する業務を行う。

- (11) 原子炉安全グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。  
 (12) 技術計画グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。  
 (13) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。  
 (14) 放射線安全グループは、放射線管理（放射線管理グループ、化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射能測定に関する業務を行う。  
 (15) 放射線管理グループは、発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長及びグループマネージャー相当の職位を含む。）が行う放射線管理の支援・指導・助言及び管理区域の維持・管理に関する業務を行う。  
 (16) 化学管理グループは、化学管理及び放射性気体・液体廃棄物の管理並びに有毒ガス防護の発電所敷地内確認の手順整備に関する業務を行う。  
 (17) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。

①-3

②-3

- (18) 発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。  
 (19) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務（作業管理グループ所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。  
 (20) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保全作業の管理に関する業務を行う。  
 (21) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。  
 (22) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。

②-1

- (23) 保全総括グループは、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。  
 (24) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る施設管理に関する業務を行う。  
 (25) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う。  
 (26) 高経年化評価グループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る施設管理並びに原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。  
 (27) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る施設管理に関する業務を行う。  
 (28) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る施設管理に関する業務を行う。  
 (29) 環境施設グループは、廃棄物処理設備の施設管理に関する業務を行う。  
 (30) 環境施設プロジェクトグループは、廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う。  
 (31) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。  
 (32) 電子通信グループは、電子通信設備の運用・施設管理に関する業務を行う。  
 (33) 直営作業グループは、原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う。

①-1



令和4年5月16日施行

②-1

- (34) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。
- (35) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。
- (36) モバイル設備管理グループは、可搬型重大事故等対処設備等に係る施設管理に関する業務を行う。
- (37) コンフィグレーションマネジメントグループは、発電所における設計管理及び構成管理の総括に関する業務を行う。
- (38) 発電所各グループは、第3条 8.2.4 で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。

①-1

3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。

- (1) 本社各部長（原子力人財育成センター所長及び原子力資材調達センター所長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (2) 原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部及び放射線安全部の業務を統括管理する。
- (3) ユニット所長（1～4号）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第一運転管理部及び第一保全部の業務を統括管理する。
- (4) ユニット所長（5～7号）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第二運転管理部及び第二保全部の業務を統括管理する。
- (5) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (6) 各GMは、グループ員（当直員及び所長付要員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）。
- (7) グループ員（当直員及び所長付要員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。

令和2年6月5日施行

(原子力発電保安委員会)

②-9

第6条 本社に原子力発電保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。

2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ保安委員会にて定めた事項は、原子力発電保安運営委員会にて審議し、確認する。

(1) 原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更

(2) 保安規定の変更

(3) 保安教育に関する事項

(4) その他保安委員会で定めた審議事項

3. 原子力・立地本部長を委員長とする。

4. 保安委員会は、委員長、原子力安全・統括部長、原子力運営管理部長、原子力設備管理部長、原子炉主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。

5. 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。

令和2年11月9日施行

②-10

(原子力発電保安運営委員会)

第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。

- (1) 保安管理体制に関する事項
- (2) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項
- (3) 運転管理に関する事項<sup>※1</sup>
- (4) 燃料管理に関する事項
- (5) 放射性廃棄物管理に関する事項
- (6) 放射線管理に関する事項
- (7) 施設管理に関する事項
- (8) 原子炉施設の改造に関する事項
- (9) 緊急時における運転操作に関する事項
- (10) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項

3. 所長を委員長とする。

4. 運営委員会は、委員長、原子力安全センター所長、安全総括部長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。

※1：以下の事項を含む。

- ・誤操作の防止に関する事項（7号炉）
- ・火災発生時、内部溢水発生時（7号炉）、火山影響等発生時（7号炉）、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時（7号炉）の体制の整備に関する事項
- ・重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（7号炉）

令和2年11月9日施行

(原子炉主任技術者の選任)

第8条 原子力・立地本部長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。

- (1) 原子炉施設の施設管理に関する業務
- (2) 原子炉の運転に関する業務
- (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務
- (4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務

2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。
3. 原子炉主任技術者及び代行者は特別管理職とする。
4. 原子炉主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、第9条に定める職務を専任する。
5. 第4項以外の原子炉主任技術者については、原子力安全センターの職務を兼務できる。
6. 第5項の原子炉主任技術者については、自らの担当している号炉について原子炉主任技術者の職務と原子力安全センターの職務が重複する場合には、原子炉主任技術者としての職務を優先し、原子力安全センターの職務については、上位職の者が実施する。
7. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（7号炉の原子炉主任技術者については、早期に非常召集が可能なエリア外に離れる場合を含む。）は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第5項に基づき、改めて原子炉主任技術者を選任する。